

令和3年度広島デジフラ構想推進支援業務 委託仕様書

1 業務の名称

令和3年度広島デジフラ構想推進支援業務

2 業務の目的

本県では、建設分野における調査、設計、施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携して公共土木施設等のインフラ設備をより効果的・効率的にマネジメントしていくため、令和3年3月に「広島デジフラ構想」（以下「本構想」という。）として、目指す姿や具体的な40項目の取組をとりまとめた。

今後は、新たなデジタル技術の進展や、各取組の進捗状況に基づき、他分野への応用や、複数の取組を組み合わせた新たな取組への発展も見込んでおり、取組内容・ロードマップの見直し、新たな取組の追加等を随時実施していくこととしている。

これらを踏まえ、本業務は、本構想全体のマネジメント及び各取組の具体化に対する調査・取組内容の検証や、関係者のデジタルリテラシー向上のための研修など、本構想を着実に推進するために必要な技術の提案やマネジメントなどの支援を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和4年3月22日まで

4 委託業務の内容等

次のア～エを実施し、本構想の見直しのための支援を行う。

ア 本構想全体のマネジメント支援

各取組において示した「将来像」を実現するため、取組項目毎により最適な支援策を提示するなどにより、本構想全体が着実に推進するようマネジメントを実施し、令和3年度末に予定している本構想の見直しのための支援を行う。

- (a) 各取組の進捗を管理し、本構想全体を着実に推進するため、令和3年9月・12月・令和4年3月に実施予定の定期報告を考慮した工程管理計画を立案し、円滑な進行を実現するためのマネジメントを行う。
- (b) 進捗が遅れている取組については、取組主体の課と連携し要因を分析したうえで、取組を加速化できるよう適切な支援を行う。
- (c) 各取組の内容やスケジュール変更が生じた場合は、「将来像」を実現するために必要な支援を行う。

イ 将来像を実現するための方法が確立できていない取組の支援

15項目程度の取組に対する技術の提案・取組内容の検証などの支援を行う。なお、具体的な取組項目については契約後、発注者から提示する。

- (a) 取組を着実に推進するために必要な技術提案・取組内容の検証、受託者の経験に基づくマネジメントなどの支援を行う。

- (b) 将来像の実現に向け、取組主体がロードマップの見直し、マイルストーンの設定を行うために必要な支援を行う。

ウ 新たな取組を策定するための支援

業務課題の抽出、課題解決のためのアイデア出しを行い、新たな取組を4項目程度策定するために必要な支援を行う。

- (a) 関係課等と共に業務課題の抽出、課題解決のためのアイデア出しを行い、新たな取組項目を策定するために必要な支援を行う。
- (b) 新たな取組を策定する際のロードマップ、マイルストーンの設定を行うために必要な支援を行う。

エ デジタルリテラシー向上に資する研修の支援

県・市町職員や建設業界関係者がデジタルトランスフォーメーションに対する理解を深め、インフラデータを官民で利活用できる仕組みの活用や、建設分野の生産性向上につなげるため、デジタルリテラシー向上に資する研修の支援を行う。

5 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

6 納入成果物

受託者は、業務完了日から15日以内に、報告書（紙媒体原則A4判両面印刷、CD-R）を各2部（正・副）提出すること。

報告書は日本語により作成し、事業目的、概要のほか、各委託業務における実施内容・成果をまとめ、添付すること。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

- (a) 本業務により得られた効果は原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- (b) 受託者は本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(2) 秘密保持

- (a) 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (b) 受託者は、本業務で知り得た県及び関係団体等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 再委託等の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県と文書をもって協議し、承認を得なければならない。

9 留意事項

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容について変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (6) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (7) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）における個人情報の取扱いに当たっては広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。
- (8) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項、この仕様書について疑義が生じた事項については、県と受託者が協議し、決定する。